

～流す・ためる・浸み込ませる・安全に避難する～

大雨から守るう大切な町

新川流域総合治水対策協議会

総合治水推進週間 5月15日(金)～21日(木)

進む開発と高まる浸水被害の危険性

山林や田畠などには、雨水を一時的にためたり、地下に浸透させる機能があり、河川への雨水の流出量を抑える働きをしています。しかし、近年では開発が進み、地表がコンクリートやアスファルトに覆われ、河川へ短時間で多くの雨水が流れ込むようになつたため、洪水や浸水被害の危険性が増しています。



れ込む雨水の量を減らすことが必要です。

このように、「河川の改修」と「流域内での対策」、洪水や浸水が起きたときの「警戒避難体制の確立」などを併せて実施し、被害の防止を図ることを「総合治水対策」といいます。

①特定都市河川浸水被害対策法に基づく取り組み

新川流域では、さらに強力に「総合治水対策」を推し進めるため、平成18年に流域を特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川流域」に指定し、次の取り組みを行っています。

総合治水対策

洪水や浸水を防ぐため、川幅を拡げたり、川底を掘るなどの改修を行っていますが、それだけでは急激な開発で増加する雨水を安全に流すことが出来ません。そこで、流域内に雨をためたり、地下に浸透させる施設を作り、河川に一度に流

風呂水を落とすタイミングは降雨時を避けましょう。



※36万世帯の風呂水の容量で雨水貯留浸透施設を設置すると約7万m³相当となります。

地域の皆さんへのお願い

田畠などで行う500m以上の開発（土地からの流出雨水量を増加させる恐れのある行為）は知事等の許可が必要で、基準に従つた雨水貯留浸透施設の設置が求められます。

浸水被害を防ぐための総合治水対策

洪水や浸水を防ぐため、川幅を拡げたり、川底を掘るなどの改修を行っていますが、それだけでは急激な開発で増加する雨水を安全に流すことが出来ません。そこで、流域内に雨をためたり、地下に浸透させる施設を作り、河川に一度に流

②流域水害対策計画の策定

県と市町、河川と下水道が共同

して、総合的な浸水被害対策を推進する計画を策定し、事業を行います。なお、流域水害対策計画は平成19年10月に策定し、平成26年10月に一部を変更しました。内容は、総合治水ホームページをご覧ください。

③保全調整池の指定

これまでに宅地開発指導要綱等に基づき整備していただいた既設の防災調整池を保全調整池に指定し、保全を図ります。

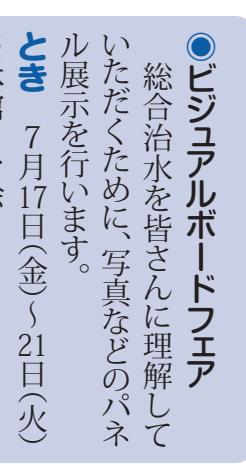
④都市洪水想定区域および都市浸水想定区域の指定

河川の氾濫や浸水が想定される区域を指定し、円滑かつ迅速な避難の確保を図ります。

※平成20年6月指定。新川流域内にお住まいの方・事業をされる方は、これらの取り組みにご協力ください。

雨水を貯留したり、地下に浸透させる施設

雨水を貯留したり、地下に浸



とき 7月17日(金)～21日(火)
※休館日を除く

ところ スポーツセンター
問合せ先 役場 都市整備課

内線 164

総合治水ホームページ
<http://www.sougo-chisui.jp>